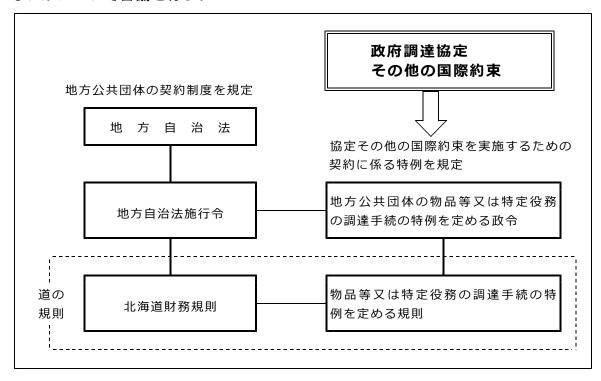
「北海道特定調達契約等苦情検討委員会」の概要

	- m	
項 目 ————	内容	
委員会の 設置根拠	1 北海道特定調達契約等苦情検討委員会条例2 「2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書」第18条	
委員会の 所掌事項	1 特定調達契約等に関して申し立てられた苦情の検討2 検討の結果に基づく報告書等の作成	
委員会の概要	1 委員会の構成 委員 5 人以内で組織 2 委 員 長 委員の互選により決定 3 任 期 2年間(再任を妨げない) 4 委員会の成立 委員の1/2以上の出席で成立 5 議 決 出席委員の過半数	
苦情申立て の(概要)	芸情申立人 ①契約の相手方となった者 (例)②入札に参加した者(一般競争入札に参加した者など)③入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者 検討結果報告書等 の送付 苦情検討委員会 ・申立(苦情)内容の検討等 【受理した場合】 ・検討結果報告書の作成 ・是正案等の作成(避と勠る場合) ① 別遅れて申立てが行われた場合 ② 協定等と無関係な場合 ② 協定等に強原な以は無意味な場合 ② 協定等に強度して物品の銘柄を指定して手続が行われた場合 ・協定等に違反して落札者を決定する手続が行われた場合 など	

○苦情検討委員会における審議

苦情検討委員会は、苦情申立てがあった特定調達契約が次の協定や法令に違反していないかについて審議を行う。



○適用となる契約及び額(令和2年4月1日から令和4年3月31日までに締結する調達契約に適用)

区 分	額
(1) 物品等の調達契約	3,000万円
(2) 特定役務のうち建設工事の調達契約	23億0,000万円
(3) 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニア リング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	2億3,000万円
(4) 特定役務のうち上記以外の調達契約 ※	3,000万円

※ 特例政令第3条に規定する特定役務の例

- ・自動車の保守及び修理のサービス
- ・金属製品、機械及び機器の修理のサービス
- ・建築物の清掃サービス
- ・電子計算機サービス及び関連サービス
- ・航空運送サービス
- ・クーリエ・サービス
- ・市場調査及び世論調査のサービス
- ・広告サービス
- ・出版及び印刷のサービス
- ・教育サービス
- ・汚水及び廃棄物の処理、衛生その他の環境保護のサービス
- ・映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス

など